

介護老人保健施設訪問 めぐみ園 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設めぐみ園（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設へ提出した以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額45万3千円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると

当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

内外部の苦情窓口は、以下3か所となります。

- ① 介護老人保健施設めぐみ園 事務長 本間
(0256-70-5311 平日8:30~17:00)
- ② 新潟市役所 福祉部 介護保険課
(025-226-1273 平日8:30~17:30)
- ③ 新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
(025-285-3022 平日9:00~17:00)

(賠償責任)

第13条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(事業継続計画)

第14条

- (1) 施設が避難する場合の対応について、施設が避難する場合は、避難先を事前に決定し利用者及び家族に避難先をお知らせします。薬剤等の規制品について、避難前に確認し、必要に応じて手続きを行います。
- (2) 先での生活や医療サービスの提供について、避難先での食事や医療サービスの提供については、可能な限り施設内と同等のサービスを提供するように努めます。利用者及び家族の安全確保のため、避難先での生活環境についても十分な配慮を行います。
- (3) 非常時の連絡方法については、利用者及び家族との連絡方法については、事前に確認した情報もとに、避難先から連絡を受け取ろうと思えます。医療機関や地域の支援機関との連絡方法については、可能な限り対応するようにします。
- (4) 施設内での災害対応体制及び防災訓練については、定期的を実施し、利用者及び家族にも参加していただきます。適切な対応を行うようにします。

(反社会勢力に関する拒否規定)

第15条

- (1) 施設との関係において、利用者が反社会的勢力に広がっていることが判明した場合、施設は適切な措置を講じることができます。
- (2) 利用者が、自らまたは第三者を利用して、反社会的勢力に対して不当な要求をするなど、反社会的勢力に協力する行為を行った場合、施設は利用者に対して適切な遵守を遵守することができます。
- (3) 利用者が、施設や関係者に対して暴力的な行為、脅迫行為、嫌がらせ行為などを行った場合、施設は適切な措置を講じることができます。
- (4) 施設は、反社会的勢力との関係がないことを利用者に対して確認することができます。また、利用者が反社会的勢力との関わりがあると判断された場合、必要な調査を行うことができます。
- (5) 利用者は、自身が反社会的勢力に譲渡していないことを施設に対して申告する義務があります。提出することができます。
- (6) 施設は、反社会的勢力との関係にある業者や個人との取引を行わないことを約束します。

(カスタマーハラスメントの禁止に関する規定)

第16条

- (1) 利用者は、施設の従業員に対して、暴言・暴力、脅迫、嫌がらせ、中傷などのカスタマーハラスメントを行わないことを約束します。
- (2) 利用者が、上記のような行為を行った場合、施設は適切な措置を講じることができます。
- (3) 利用者は、自身がカスタマーハラスメントを受けた場合、施設に対して迅速に報告することが求められます。

(感染症対策に関する対策)

第17条

- (1) 利用者は、施設において感染症が発生した場合、施設の指示に従って適切な行動を取る事を約束します。
- (2) 利用者は、施設において、感染症予防のための手指消毒、マスクの着用、咳エチケットなどの対策に協力することを約束します。
- (3) 利用者は、自身が感染症に罹患した場合、施設に急いで報告し、医師の診察を受けることを求められます。
- (4) 施設は、利用者が感染症に罹患した場合、適切な措置を講じることができます。また、感染症予防のために必要な措置を施設の判断で実施することができます。

(利用契約に定めのない事項)

第 18 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設めぐみ園のご案内

(2024年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 介護老人保健施設 めぐみ園
- ・開設年月日 : 平成12年4月1日
- ・所在地 : 新潟市西蒲区国見 417番地
- ・電話番号 : 0256-70-5311
- ・ファックス番号 : 0256-70-5300
- ・管理者名 : 国見一人
- ・介護保険指定番号 : 介護老人保健施設(1550180275号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設めぐみ園の運営方針]

めぐみ園の運営については、利用する者(以下「入所者等」という)の人格を尊重し、めぐみ園内の共同生活の円滑な運営と、医療、看護、介護の充実した内容を確保できるように取り組み、家庭と地域に緊密な連携を築き、社会復帰が促進されるよう努めなければならない。

(3) 施設の職員体制

- 医師 : 1名 (兼務)
- 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 : 1名以上 (兼務)

(4) 入所定員等

- ・定員 : 96名(個室4室、2人室10室、4人室18室)

(5) 通所定員 : 1日20名

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)と計画の立案

③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案

④ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の立案

⑤ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 7:00~7:30

昼食 11:30~12:00

夕食 17:30~18:00

⑥ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2

ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 潟東けやき病院
 - ・住 所 新潟県新潟市西蒲区国見 417 番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 潟東けやき病院
 - ・住 所 新潟県新潟市西蒲区国見 417 番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
 - ・ 面会・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙面会の案内を参照ください
 - ・ 外出・外泊・・・・・・・・・・・・ 医師と要相談
 - ・ 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・ ご遠慮ください
 - ・ 火気の取扱い・・・・・・・・・・・・ できません
 - ・ 設備・備品の利用・・・・・・・・ 本来の使用方法に従ってご利用ください
 - ・ 所持品・備品等の持ち込み・・ 必要なものは可能です
危険物や公休費などはご遠慮ください
 - ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・ 基本的には行っておりません
 - ・ 外泊時等の施設外での受診・・ 医師と要相談
 - ・ 宗教活動・・・・・・・・・・・・・・ ご遠慮ください
 - ・ ペットの持ち込み・・・・・・・・ できません

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0256-70-5311）

内外部の苦情窓口は、以下3か所となります。

- ① 介護老人保健施設めぐみ園 事務長 本間
（0256-70-5311 平日8:30~17:00）
- ② 新潟市役所 福祉部 介護保険課
（025-226-1273 平日8:30~17:30）
- ③ 新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
（025-285-3022 平日9:00~17:00）

苦情に関しては施設内で協議をして回答いたします。

内容に応じて必要な改善を行います。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について

（2024年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）訪問リハビリテーション（介護度1～5の方）

当施設では、介護保険の給付対象単位数の合計に、1単位＝10.17円（新潟市の地域区分7級地の1単位単価）を掛けた額1割～3割（利用者の収入等に応じて異なります）を負担していただきます。

①基本料金

・訪問リハビリテーション費（40分）：626円

②加算料金

ア. 利用者様の状態に応じ、該当の方のみ

- ・口腔連携強化加算：51円
- ・退院時共同指導加算：610円
- ・リハビリテーションマネジメント加算：183円～217円
（医師による説明がある場合、前記に加え275円加算）
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算：203円
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算：244円

イ. めぐみ園の体制が該当した場合に算定されるもの（状況により変更となります）

- ・移行支援加算：17円
- ・サービス提供体制強化加算：3円～6円

（2）介護予防訪問リハビリテーション（要支援1・2の方）

当施設では、介護保険の給付対象単位数の合計に、1単位＝10.17円（新潟市の地域区分7級地の1単位単価）を掛けた額1割～3割（利用者の収入等に応じて異なります）を負担していただきます。

①基本料金

・介護予防訪問リハビリテーション費（40分）：606円

②加算料金

ア. ご利用者様の状態に応じ、該当の方のみ

- ・口腔連携強化加算：51円

- ・退院時共同指導加算：610円
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算：203円
- イ. めぐみ園の体制が該当した場合に算定されるもの（状況により変更となります）
- ・サービス提供体制強化加算：3円～6円

(3) その他の料金

通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）要した旅費（実費）に対する支払いが必要になります。また、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を頂戴いたします。

実施地域を超えた地点から片道1km毎に200円（税抜）加算

めぐみ園の通常の実施地域

新潟市西蒲区	・潟東、中之口圏域	・漆山小学校区
新潟市南区	・味方、月潟圏域 ・茨曾根小学校区 ・白根小学校区（保坂、小坂、白根古川、小蔵子を除く）	・新飯田小学校（上新田を除く） ・小林小学校（戸頭のみ）

(4) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3種類があります。利用申込み時にお選びください。

個人情報の利用目的

(2024年6月1日現在)

介護老人保健施設めぐみ園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ―利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―当施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供